

JA 村づくりローン



ご利用いただける団体、組織

○組合の地域内に居住する世帯、若しくは世帯を主たる構成員とする団体、組織
 (PTA、氏子団体、檀家団体、公民館、非営利団体等)
 ※ただし、趣味、同好会等の類および個人は、対象外とします

お使いみち

○共同利用施設の新築、取得、改修に必要な資金
 およびそれに付帯する資金

ご融資金額

○団体構成員1世帯あたり50万円以内とし、最高6,000万円とします
 ※ただし、所要金額の範囲内とします



ご融資期間

○据置期間を含め20年(240ヶ月)以内
 ※据置期間 貸付日から1年後の範囲内

ご返済方法

○毎月、年1回又は2回の元金若しくは元利均等返済

担保・保証人

○下記の①または②とし、必要に応じ連帯保証人及び担保を徴求します
 ①役員等代表者1名以上の連帯保証または連帯債務とします
 ②鳥取県農業信用基金協会保証
 鳥取県農業信用基金協会保証の場合には、協会の基準によります

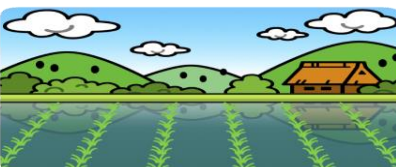
申込時にご用意いただくもの

- 1) 団体規約、借入承認議事録
- 2) 事業計画書
- 3) 請求書等資金使途が確認できる書類
- 4) その他農協が必要と認めた書類

その他

○審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合がございます。あらかじめご了承ください。

 JA鳥取中央 詳しくはお近くのJA窓口までお問合せください



河北支所	26-0541	関金支所	45-3112	大栄支所	49-1149
倉吉支所	23-3090	東郷支所	32-2114	東伯支所	53-1615
大鴨支所	28-0841	羽合支所	35-3009	赤碓支所	55-1021
久米支所	28-0641	泊支所	34-2511	本所融資課	23-3052
三朝支所	43-0914	北条支所	36-5346		